

個人学習指導員を依頼する大学院生・学部生にお渡しください。なお、本文書は国際センターウェブサイト ([https://www.ic.keio.ac.jp/intl\\_student/univ\\_life/tutor.html](https://www.ic.keio.ac.jp/intl_student/univ_life/tutor.html))でも公開しています。

2026年3月  
国際センター

## 2026年度春学期 個人学習指導員(チューター)採用予定者の皆さま

この度は個人学習指導員(チューター)の業務をお引き受けいただきありがとうございます。

申請が承認されましたら、チューターは義塾の臨時職員として採用されます。

採用後の各種手続きは臨時職員勤務管理システム (<https://jswrkgst.adst.keio.ac.jp/ja>) および人事手続きシステム (<https://jsreg.adst.keio.ac.jp/>) を通じて行いますので、勤務を開始される前に下記の注意事項を必ずご確認ください。

### 記

#### 【勤務に関する注意事項】

(1) チューター業務によって、チューター自身の学業・研究活動に支障が出るようなことがないよう、勤務時間等について次のとおり定めます。

- ・指導実施時間は、午前 6 時から午後 10 時までの間で、1日につき 8 時間以内、1 週間につき 20 時間以内となるよう調整をお願いします。
- ・複数人の留学生のチューターを務める場合は、全員分の活動時間の合計がこれを超えないように注意してください。
- ・1日に6時間を超えて連続して活動する場合は必ず1時間以上の休憩を入れてください。
- ・法定休日(日曜日)は原則として指導を実施できません。日曜日にやむを得ず勤務が発生する場合は、振替休日を取得してください。
- ・学位論文チューター／別科・日本語チューターの1学期間の上限指導時間数は 20 時間、生活支援チューターの1学期間の上限指導時間数は 10 時間です。指導時間上限を超えて勤務することはできません。チューター自身で指導時間の管理を徹底してください。

(2) チューターによる留学生の指導は、原則として、所属キャンパス内またはオンラインでの実施を想定しています(なお、生活支援チューターはキャンパス外での勤務も可)。いずれの場合も、通勤交通費は支給できません。

#### 【労働条件通知書について】

留学生の指導教員が採用申請を行った後、国際センターおよび人事部にて臨時職員登録を承認しましたら、採用申請時に登録されたチューターのメールアドレス宛に「労働条件通知書」が届きます。雇用契約の内容を必ずご確認ください。

#### 【給与振込口座・扶養控除等申告書の登録について】

(1) 給与振込口座登録

労働条件通知書の発行を確認後、2026年4月1日以降に給与振込口座を人事手続きシステム (<https://jsreg.adst.keio.ac.jp/>) より給与振込口座を登録してください。過去に登録したことがあり、口座の変更が必要ない場合は申請不要です。

※ゆうちょ銀行口座は登録できません。振込口座の登録がされない場合は現金支給となり、三田キャンパス人事部での受け取りとなります。

(2) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

人事部発行 [アルバイトハンドブック](#)「I.ルール編／6. 所得税と社会保険／(1) 所得税」にて詳細をご参照の上、人事手続きシステム(<https://jsreg.adst.keio.ac.jp/>)より申請してください。

### 【勤務表の入力について】

(1) 毎月、すべての勤務終了後、各月の勤務表入力締切日までに臨時職員勤務管理システム(<https://jswrkgt.adst.keio.ac.jp/ja>)より勤務表の入力を行い、「確定」させてください。

※勤務が発生しなかった月も必ず「0時間」で「確定」処理を行ってください。

※勤務表入力締切日・給与支給日の日程表は採用後にご案内いたします。

(2) 勤務表の内容は留学生の指導教員、各地区チューター担当者、人事部が確認いたしますので、詳細を正確に入力してください。

特に、複数名の留学生の指導を担当しているチューターは、指導留学生を特定できるよう以下の例のように業務内容の末尾に留学生氏名を入力してください。

(例)4月10日 修士論文日本語添削指導(〇〇〇〇(留学生氏名)さん)

(3) 本書1ページ目の【勤務に関する注意事項】をよく確認の上、勤務表の入力を行ってください。

(4) 学位論文チューター／別科・日本語チューターと生活支援チューターを同時に担当している場合、それぞれ時給が異なるため、勤務表入力の際は、対応する「資金区分」を選択して入力する必要があります。臨時職員勤務管理システムの操作方法は本書末尾の別添(A)を確認してください。

### 【K-Support Messages の確認について】

国際センターからチューターへの連絡は K-Support Messages または、皆さまが義塾に登録されているメールアドレスに対して行います。定期的に確認してください。勤務表の入力に関して確認が必要な時など、急を要する場合はお電話することもありますので、ご承知おきください。

### 【参考】

人事部発行アルバイトハンドブック <https://keio.app.box.com/s/24ahjo6ww5mrugfjnlvuehexht2zrpmt>

### 【問合せ先】

臨時職員勤務管理システム、労働条件通知書等に関するお問い合わせ

人事部臨時職員担当 [ar-jinji@adst.keio.ac.jp](mailto:ar-jinji@adst.keio.ac.jp)

個人学習指導員勤務内容等、勤務についてのお問い合わせ

三田学生部国際交流支援グループ [ic-tutor@adst.keio.ac.jp](mailto:ic-tutor@adst.keio.ac.jp)

以上